



石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

合併協議会だより

平成16年9月10日発行 No.13

笛吹市「市章」決定！

笛吹市のシンボルとなる市章が決定しました。

選考にあたっては、全国から寄せられた1,553作品（6町村内からは401作品）の中から、町村職員とサイン計画アドバイザーの20名で構成するワーキンググループによるワーキング業務で、作品や趣旨などがら12項目に分類し、市章選定委員会選定対象作品129作品を選考しました。

選考された作品は、町村長及び各町村から推薦された有識者による市章選定委員会での慎重な選考作業により、市章候補作品129作品が6作品に絞られ、さらに委員の投票により3作品が最終選定対象作品となりました。委員による最終投票による選考の結果、最も得票数の多かった井上茂さん（東京都）の作品を市章とすることに決定。併せて優秀作品も決定されました。

決定した市章は、笛吹市の市旗、バッジに使用するほか封筒や観光パンフレットなど様々な場面で市のPRに利用されていきます。



多数のご応募

ありがとうございました。

デザインの趣旨

イニシャル「F」をモチーフに、未来（天）に向かって伸びる躍動的な姿を表現しました。色のブルーは笛吹川の流れと豊かな自然の潤いを象徴しています。

井上 茂さん（東京都板橋区）

優秀賞

松下 優子さん（御坂町）

菅谷 健夫さん（埼玉県入間市）

笛吹市「市章」決定までの経過

応募総数1,553作品

日程・場所	項目	内容
4月上旬～6月25日	市章募集	応募件数 1,553件（県内492件、県外1,061件）
6月30日 八代町役場	第1回ワーキング業務	<ul style="list-style-type: none"> ●各町村職員、笛吹市サイン計画委託業者のアドバイザーによる20名のワーキンググループを構成し分類作業を行った。作品やデザインの趣旨から漢字の「笛」、ひらがなの「ふ」、アルファベットの「F」などをモチーフにしたものなど12項目に分類した。
7月6日 石和町スコレーセンター	第2回ワーキング業務	<ul style="list-style-type: none"> ●分類された12項目の中から、応募件数配分等も勘案し、各項目ごとに代表作品を数点選び、合計129作品を市章選定委員会選定対象作品とした。
7月28日 石和町役場	第1回市章選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●6町村長及び各町村から1名ずつ推薦された有識者により、ワーキング業務で選定された129作品を3回に分け、選定委員各3票ずつの投票を行った。 ●第1回投票により51作品、第2回投票により21作品に絞り込みを行った。 ●21作品を選定委員の投票により、得票数の多い順に上位6作品の選定を行った。
7月30日～8月13日	事務局	6作品の類似デザイン調査（全国の自治体など）
8月17日 石和町役場	第2回市章選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●最終候補6作品について選定委員の投票により、得票数の多い上位3作品を選定した。 ●3作品について最終投票を行い、最も得票の多かった作品を最優秀賞（市章採用作品）、残り2作品を優秀賞と決定した。

笛吹市市章選定委員会 委員名簿

（敬称略）

氏名	区分	氏名	区分
荻野正直	石和町長	内藤修也	石和町有識者
小澤栄真	御坂町長	宇野五千雄	御坂町有識者
小宮山文明	一宮町長	岩間まゆみ	一宮町有識者
古屋貞次	八代町長	五味良幸	八代町有識者
角田義一	境川村長	龍澤敦	境川村有識者
金井豊明	春日居町長	吉岡富子	春日居町有識者

法務局からのお知らせ

住所の表示変更に伴う取扱いについて主なもの

項 目	所在変更及び住所変更の要否
不動産登記簿（土地、建物）の所在地	法務局で笛吹市に修正します。 ただし、全部修正が完了するまでには相当の期間を要します。
不動産登記簿（土地、建物）の所有者等の住所	法律上、笛吹市に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題ありません。 ただし、変更しないと不都合が生じる場合は、申請により変更することができます。申請書は、各役場（支所）、登記所（石和、山梨）に備え付けてあります。
商業登記簿（株式会社、有限会社など）、法人登記簿（組合、病院など）の本店の所在地及び主たる事務所の所在地	法務局で笛吹市に修正します。 ただし、全部修正が完了するまでには相当の期間を要します。 ※笛吹市内に支店の登記がしてある場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地の変更登記後に、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください。
商業登記簿（株式会社、有限会社など）、法人登記簿（組合、病院など）の代表者の住所	法律上、笛吹市に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題ありません。 ただし、変更しないと不都合が生じる場合は、申請により変更することができます。申請書は、各役場（支所）、登記所（石和、山梨）に備え付けてあります。
商業登記簿（株式会社、有限会社など）、法人登記簿（組合、病院など）の代表者の印鑑証明	法務局で笛吹市に修正します。 印鑑カードはそのまま使用できます。ただし、全部修正が完了するまでには相当の期間を要します。

※春日居町に不動産をお持ちの方及び会社、法人の登記をしている方へのお知らせ

- ①春日居町に会社、法人の登記をしている方は笛吹市の発足に伴い、10月12日から取扱い登記所が山梨出張所から石和出張所（石和町唐柏720-3）に変更になります。
- ②春日居町に不動産をお持ちの方は、山梨出張所において現在、不動産登記簿をコンピュータ化する作業をしていますので、今までどおり山梨出張所です。
- ③詳しい問い合わせ先
 甲府地方法務局登記部門 TEL 055-252-7151
 甲府地方法務局石和出張所 TEL 055-262-2820
 甲府地方法務局山梨出張所 TEL 0553-22-0242

『笛吹市くらしのガイドブック』を作成し 全戸配布

平成16年10月12日に住民の皆様のご理解ご協力により「笛吹市」が誕生します。

このほど、住民の皆さんに笛吹市としての行政サービスや公共施設などをお知らせする「笛吹市くらしのガイドブック(市民便利帳)」を作成しました。

このガイドブックは、新市となって変わることや変わらないこと、くらしのルールや手続きなどをわかりやすくまとめたものです。

全戸配布されますので、お手元においていただきご活用ください。

(10月12日の予定)

- 笛吹市開庁式
- 各支所(分庁)開所式
- 町村長事務引継
- 町村収入役事務引継
- 教育委員任命書交付及び委員会
- 選挙管理委員任命書交付及び委員会
- 福祉事務所事務引継
- 消防団長等任命書交付



全戸配布されるガイドブック

■ ■ ■ ■ 一宮町、春日居町のみなさまへ ■ ■ ■ ■

10月12日から労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)の管轄が変更になります。

町名	変更日	旧管轄	新管轄
一宮町 春日居町	平成16年10月12日	山梨労働基準監督署	甲府労働基準監督署
		ハローワーク塩山	ハローワーク甲府

なお、一宮町、春日居町の事業所では、今回の管轄変更に伴い、労働保険番号と雇用保険事業所番号が変更になります。

新しい番号は、事業者あてに通知することになっています。

●取扱い内容

就業規則の届出、時間外労使協定(36協定)届出、安全衛生関係届出、労災保険請求、労災年金届出 など

●くわしくは

山梨労働基準監督署	山梨市上神内川739	電話	0553-22-2921
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	電話	055-224-5611
ハローワーク塩山	塩山市上於曾1777-1	電話	0553-33-8609
ハローワーク甲府	甲府市住吉1-17-5	電話	055-232-6060